# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について

最終更新日：2020年4月7日 | **健康福祉局　子ども未来部　保育幼稚園課**　TEL：　096-328-2568　FAX：096-352-2338
hoiku@city.kumamoto.lg.jp　担当課の地図を見る

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所への登園自粛要請について

**本市において、新型コロナウイルス感染患者が多数確認されている中、感染拡大防止の対策として、家庭で保育が可能な方について、登園自粛のお願いを行うものです。**

本市の感染症の状況を踏まえ、依然として感染リスクが生じていることから、ご家庭で保育が可能な方におかれましては、登園を控えていただき、できる限りご協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、保育施設の利用が必要な方に登園自粛をお願いするものではありません。

1.登園自粛要請の対象施設

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所

2.登園自粛をお願いする期間

令和2年(2020年)4月8日(水)～令和2年(2020年)5月6日(水)

3.0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）について

本市在住の方で、認可保育施設等に在園する0～2歳児（教育・保育給付認定3号認定子ども）については、登園自粛をお願いする期間中に登園を控えた場合（欠席した場合）、利用者負担額（保育料）の軽減措置（日割り計算）を行います。

なお、市外在住の方については、お住いの市町村にご確認ください。

4.在園児の在園資格について

・在園児の在園資格は、通常1月すべて欠席の場合取り消されますが、登園自粛期間中については取り消しません。

・通常就労開始予定日を超えて就労しなかった場合は、在園資格が取り消されますが、登園自粛期間中の延長については取り消しません。

・通常育児休業を終了し復職予定日を超えて復職しなかった場合は、在園資格は取り消されますが、登園自粛期間中の延長については

取り消しません。